

滑川町 No. 16

The image displays an architectural site plan for the "East Matsunaga Industrial Estate" (東松山工業団地) located in Yamanashi City (山市). The plan features a detailed layout of buildings, roads, and infrastructure. Key labeled areas include "新郷公園" (Shinjō Park) and "東松山工業団地" (East Matsunaga Industrial Estate). A prominent sun icon is situated in the upper right quadrant of the map. The map also includes coordinate markers: -42.5, -42.0, and 4. The overall design is technical and precise, typical of a real estate or urban planning document.

索引

熊谷市

A map of Koganei City (熊谷市) showing numbered locations 1 through 17. The map includes boundaries with the neighboring city of Higashimatsuyama (東松山市). A compass rose is also present.

記号

普通建物	△ 37.2	三角点
堅ろう建物	△ 37.21	電子基準点
普通無壁舎	□ 25.62	水準点
堅ろう無壁舎	◎ 42.3	多角点及び標石を有する図根点等
	・ 12.3	標石を有しない点
	・ 15.8	標高点 図化機測定による標高点
官公署	。。	門
裁判所	田	屋門
検察庁	上	墓碑
税務署	止	記念碑
郵便局	九	立像
森林管理所	人	路傍祠
交番・駐在所	❖	灯ろう
消防署	↔	鳥居
職業安定所	▽へ	トンネル・坑口
役場の支所等	Q	独立樹(広葉樹)
主張所等	杰	独立樹(針葉樹)
神社	杰	
寺院	口	油井・ガス井
キリスト教会	△	起重機
学校	○	タンク
幼稚園・保育園	直	煙突
公会堂・公民館	□□	高塔
老人ホーム	♪	電波塔
保健所	※	灯台
病院	田	水位観測所
銀行	◇	灯
協同組合	●	洞口
倉庫	△	噴火口・噴気口
火薬庫	曲	温泉・鉱泉
工場	△	材料置場
変電所	目	石段
揚排水ポンプ場	□□	地下街・地下鉄等
ガソリンスタンド	—	出入り口
駐車場	—	かき
真幅道路	—	普通鉄道
庭園路	—	特殊軌道
徒歩道	—	索道
建設中の道路	—	(建設中)建設中の鉄道
歩道・分離帯	—	プラットホーム及び跨線橋
道路橋	—	鐵道橋
徒橋	—	鐵道の雪覆い等
横断歩道橋	—	路面の鉄道及び停留所
道路の雪覆い等	—	
並木	—	送電線
人工斜面	—	区域界
土堤等	—	植生界
都・府・県界	—	耕地界
北海道の支厅界	—	町・村界
都市・特別区界	—	指定都市の区界
	—	大字・町(丁)界
	—	所属界
田畠	○	果樹園
畑	○	その他の樹木畠
さとうきび畠	…	芝地
パイナップル畠	△	広樹
桑畠	△	葉林
茶畠	△	針樹
	△	葉林
	△	竹林
	△	山
	△	湿地
被覆	—	園庭
地上	—	荒地
空間	—	はい松地
大	—	しの地
小	—	やし科林
輸送管	—	
滝	—	
せき	—	
一一条河川	—	
水門	—	
護岸被覆	—	
透過水制	—	
不透過水制	—	
木製桟橋	—	
浮桟橋	—	
鐵・コンクリート桟橋	—	
砂防堰堤	—	
池ダム	—	
散岩	—	
露岩	—	
計曲線	—	
主曲線	—	
250	—	
大	—	
小	—	
土がけ	—	
おう地	—	
雨裂	—	
小谷	—	
岩かけ	—	
大(岩)	—	
辅助曲線	—	

凡例

朱塗り	<p>条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)以外の建築物とする。</p>
	<p>条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。)とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破碎、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもののうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。</p> <p>ア 流通業務施設 建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。</p> <p>イ 工業施設 工業施設とは、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。)以外の建築物のうち、工場とする。</p>
	<p>条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域内に建築してはならない建築物。)以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集、平成19年11月改定)において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。</p> <p>大分類E—製造業(ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。)及び同G—情報通信業</p>
	<p>条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域(一の区間の沿道に限る。)。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる売場面積3,000m²以上の商業施設又はそれに関連する施設(日本標準産業分類(総務省編集)において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業に分類される業種の事務所又は店舗(いずれも建築基準法別表第2(ほ)項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。))</p>
	<p>条例第7条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m²が適用される区域)</p>
	<p>条例第7条第2項に基づく既存の集落(条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300m²が適用されない区域)</p>

16

標等高

縮尺 1 : 2,500

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
(助言番号) 平23 関公 第595号」

滑川田